

## 尼崎市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、尼崎市水道料金徴収等業務の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項について定めるものである。

### 1 業務名

尼崎市水道料金徴収等業務

### 2 業務概要

業務の概要は、次の各号に掲げるとおりとし、詳細については、「尼崎市水道料金徴収等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- (1) 受付業務
- (2) 水道料金等徴収業務
- (3) 給水装置等に関する業務
- (4) 時間外受付業務
- (5) その他の業務

### 3 委託期間

平成31年1月1日（時間外受付業務については、平成31年4月1日）から平成36年3月31日まで

ただし、契約を締結した日から平成30年12月31日（時間外受付業務については、平成31年3月31日）までの期間は準備期間とし、業務の実施体制の整備等を行うものとする。

### 4 委託料の上限額等

- (1) 平成31年1月1日から平成36年3月31日までの期間の見積上限金額  
2,266,861,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 業務開始までの準備行為に要するすべての費用を含む。

- (2) 支払方法

委託料は、平成31年1月1日から平成36年3月31日まで63回に分けたものを1月ごとに支払うものとし、1月ごとの支払額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て、最終月の委託料に加算する。

### 5 参加資格

プロポーザルの参加資格要件は、次の各号に定めるとおりとする。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に参加資格要件のいずれかを満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 尼崎市の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 国税及び地方税、その他公課を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
  - イ 契約を締結する能力を有しない者
  - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者
  - オ 尼崎市暴力団排除条例（平成25年3月7日条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第4号に規定する暴力団密接関係者（ウに該当する者を除く。）
  - カ 本市との契約に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者
  - キ カに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ク 宗教活動や政治活動を目的とする団体
  - ケ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
  - コ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - サ 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
  - シ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (5) 過去5年間（平成25年度から平成29年度まで）において、第2項第2号の業務を給水人口10万人以上の水道事業体から受託した実績を有すること。
- (6) 個人情報取扱特記事項等（仕様書別紙4）に掲げる事項についての安全確保の処理を行い、個人情報の保護に必要な措置を行うことができること。

## 6 質問及び回答

### (1) 質問の方法

質問書（第6号様式）を電子メールにより提出すること。なお、メール件名は次のとおりとする。

【会社名】尼崎市水道料金徴収等業務委託（質問書）

### (2) 提出先

尼崎市公営企業局 水道部 経営企画課

メールアドレス：s\_keieikanri@city.amagasaki.hyogo.jp

### (3) 提出期限

平成30年5月18日（金）午後5時30分必着

### (4) 質問書の回答

各参加申込者からの質問を質問回答書により、平成30年5月25日（金）までに電子メールで回答する。

(5) 留意事項

- ア 電子メールの送信後、必ず、本市担当者へ電話にて受信確認を行うこと。
- イ 質問書の回答のため、本市担当者から質問の趣旨について問い合わせることがある。

7 プロポーザルの参加申込等

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（第1号様式）
- イ 会社概要書（第2号様式）及び会社パンフレット
- ウ 履歴事項全部証明書（提出日から3か月以内に取得したものに限り。）
- エ 財務状況関係書類（直近2か年の貸借対照表、損益計算書）
- オ 業務受託実績表（第3号様式）
  - ※ 第2項第2号の業務において、給水人口が10万人以上の水道事業者での実績を記載すること。
- カ 労働環境調書（第4号様式）

(2) 提出期限

平成30年6月1日（金）午後5時30分必着

(3) 提出方法

尼崎市公営企業局水道部経営企画課に持参すること。なお、事前に電話連絡を行うこと。また、持参の際に庁舎の見学を希望する場合は、必ず、事前に電話連絡を行うこととする。

(4) 結果通知

参加資格審査結果通知書により、平成30年6月7日（木）までに電子メールで通知する。

(5) 参加資格取得後の辞退

プロポーザルに参加する事業者が参加資格取得後に辞退を希望する場合は、参加辞退届（第5号様式）を提出しなければならない。この場合において、提出方法は、第3号に定めるとおりとする。

(6) 留意事項

本件契約は、尼崎市公共調達基本条例第11条の規定による労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約である。

8 業務提案書

(1) 業務提案書の作成

「作成要領」に従って作成すること。

(2) 提出方法

第7項第3号のとおりとする。

(3) 提出部数

11部（代表者印を押印した正本1部、副本10部）

(4) 提出期限

平成30年6月15日（金）午後5時30分必着

(5) 提出場所  
尼崎市公営企業局 水道部 経営企画課

(6) 留意事項

ア 提出期限の超過又は提出書類に不備がないように注意すること。

イ 審査資料作成のため、業務提案書の電子データの提出を求めることがある。

## 9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

平成30年6月27日（水）又は6月28日（木）の指定する時間

(2) 場所

尼崎市上下水道庁舎（旧水道局庁舎）4階 第2・3会議室（控室：3階 ミーティングルーム）

(3) 持ち時間

40分（プレゼンテーションの実施後、質問を行う。）

(4) 出席者数

5人以内（業務主任担当者が主に説明を行うこと）

(5) 実施方法

ア プレゼンテーションは、業務提案書に記載された内容を基に実施すること。

イ 業務提案書に記載された内容の範囲内であれば、パソコン等を使用して説明することも可能とする。この場合において、プロジェクター及びスクリーン以外は、提案者で用意すること。

ウ プレゼンテーションの内容は、録音する。

## 10 事業者の選定方法

別に定める尼崎市水道料金徴収等業務事業者選定委員会において、業務提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、最優良提案者1社を選定し、その者と提案内容及び仕様書に基づき契約条件について協議のうえ、随意契約により契約を締結する。

また、事業者の選定結果については、最終審査結果通知書により、平成30年7月9日（月）までに通知する予定である。

なお、最優良提案者が第5項に定める要件を満たさなくなるなどの事情により契約の締結が困難であると認めた場合は、最優良提案者を失格とし、評価結果が次点の者を最優良提案者とする。

## 11 スケジュール（予定）

内 容	期 間 又 は 期 限
参加募集の公告	平成30年4月23日（月）
質問書提出期限	平成30年5月18日（金）午後5時30分必着
質問回答期限	平成30年5月25日（金）
参加申込書提出期限	平成30年6月 1日（金）午後5時30分必着
参加資格審査結果通知	平成30年6月 7日（木）
業務提案書提出期限	平成30年6月15日（金）午後5時30分必着

プレゼンテーション	平成30年6月27日（水）又は 平成30年6月28日（木）の指定する時間
最終審査結果通知	平成30年7月 9日（月）
契約締結	平成30年7月31日（火）

12 その他

- (1) 提出された参加申込書、業務提案書等は、返却しない。
- (2) 業務提案書の作成及び提出等の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における参加申込書又は業務提案書の差し替え又は再提出がないように注意すること。

【事務局】

尼崎市公営企業局水道部経営企画課 担当：安田、藤江  
〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4番16号  
電 話 06-6489-7404  
F A X 06-6489-7403  
Eメール [s\\_keieikanri@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:s_keieikanri@city.amagasaki.hyogo.jp)